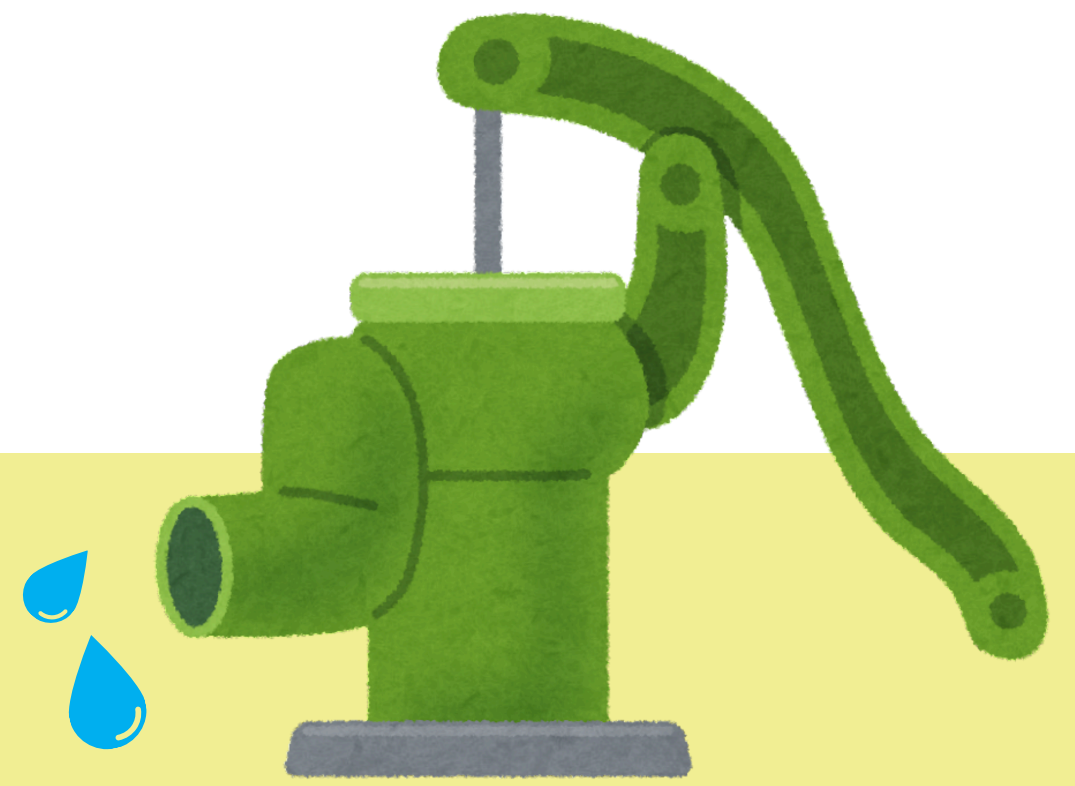


茅ヶ崎市・寒川町で

井戸水



を飲用している皆さんへ

井戸水は、設置者の皆さまが責任を持って管理する必要があります。安全な水を飲み続けるために、井戸周辺の清掃及び点検と、定期的な水質検査をしっかりと実施しましょう。

1. 日常管理のポイント

水の状態を確認

- 新たに井戸水を飲用する場合は、給水開始前に水質基準に関する省令に定められた水質検査を行い、安全を確認してから飲用しましょう。
- 毎年1回以上、専門の検査機関に依頼して、水質検査（11項目＋井戸周辺の状況から必要に応じた項目）を行いましょう。
- 透明なコップに井戸水をくみ、色、濁り、臭い、味に異常がないか確認を随時行いましょう。

水の汚染防止

- 井戸のまわりを片付け、常に清潔に保ちましょう。
- 柵の設置や施錠をし、人や動物が入り込まない工夫をしましょう。
- ポンプや蓋に壊れた箇所がないか、雨水が入っていないか定期的に確認しましょう。

塩素消毒の実施

- 病原菌による感染を防ぐため、塩素注入機を取り付けるなどして、井戸水を塩素消毒しましょう。
- 塩素消毒をする場合は、給水栓における遊離残留塩素濃度（0.1mg/L以上）の確認を随時行いましょう。

2. 井戸水に異常があったときは

給水される水の色、濁り、臭い、味に異常を感じたり、水質検査の結果で水質基準に不適合な項目があった場合は、**直ちに飲用を停止**してください。



3. 水道法に基づく水質基準（52項目）

水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)(令和7年6月30日改正、令和8年4月1日施行)

区分	No	検査項目	基準値
微生物	1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下 検出されないこと
	2	大腸菌	
金属類	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下
無機物	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
有機物	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) ※	0.00005mg/L以下
	21	ベンゼン	0.01mg/L以下
消毒剤・消毒副生成物	22	塩素酸	0.6mg/L以下
	23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
	24	クロロホルム	0.06mg/L以下
	25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
	26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
	27	臭素酸	0.01mg/L以下
	28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
	29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
	30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
	31	ブロモホルム	0.09mg/L以下
	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
金属類	33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
	34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
	35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
	36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
無機物	37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
金属類	38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
無機物	39	塩化物イオン	200mg/L以下
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
その他	41	蒸発残留物	500mg/L以下
有機物	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
	46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
その他	48	pH値	5.8以上8.6以下
	49	味	異常でないこと
	50	臭気	異常でないこと
	51	色度	5度以下
	52	濁度	2度以下

年1回必要な検査項目

※ 令和8年4月1日に追加された項目

4. 神奈川県内の井戸水の水質

神奈川県内の井戸水の検査では、次のような項目について基準に適合しない例があります。

項目	水道水質基準値	項目の説明（健康への影響など）	家庭での対応
一般細菌	100 個/mL 以下	基準値を超えた場合、病原細菌の混入が疑われます。	煮沸
大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157 など病原細菌や糞便の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性があります。	煮沸
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれています。	困難
鉛	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	困難
ヒ素	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれています。	困難
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	煮沸
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		

上記のように基準に適合しないケースもあります。
細菌や化学物質による給水区域では、日常の管理や点検では気付かないことがあるため、**水道の給水区域では安全性が確認されている水道水を利用しましょう。**



5. 水質検査機関

●水質検査は国の登録を受けた水質検査機関（水道法第20条の2）で実施できます。次の表は、神奈川県内にある水質検査機関を抜粋したものです。

●料金、期間、採水容器などについては、各機関にお問い合わせください。

名称	本社（検査施設）所在地	電話番号
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里1-15-1	042-778-9208
(株)江東微生物研究所	相模原市南区東林間5-16-7	042-767-5581
オルガノ(株)	相模原市南区西大沼4-4-1	042-702-7820
(株)ダイワ	平塚市東豊田369	0463-53-2222
クリタ分析センター(株)	厚木市森の里若宮7-1	046-206-1200
(株)総合環境分析	横浜市緑区鴨居1-13-2	045-929-0033
(株)日立産機グリーンテック	綾瀬市小園1116	0467-79-8304
ヴェオリア・ジェネッツ(株)	横浜市磯子区西町14-11	045-752-2421
(株)ショウエイ	川崎市幸区新川崎2-6	044-589-1601

上記以外にも神奈川県内を水質検査の区域としている水質検査機関がありますので、環境省ホームページをご確認ください。



環境省 水質検査機関



6. 事務担当

〒253-8660 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 茅ヶ崎市保健所衛生課 0467-38-3317